

冬場の感染防止対策強化を支援します 宇治市補助金

宇治市と宇治商工会議所では、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営環境にある小規模事業者・中小企業等が実施される、冬場の感染防止対策強化や、業務改善・売上向上に対する取り組みを支援します。申請をお考えの方は、ご相談下さい。

- 申込受付期間** 令和3年1月15日(金)～令和3年3月16日(火)
補助対象期間 令和2年12月1日(火)～令和3年3月15日(月)
補助額・補助率 上限10万円(補助率2/3・千円未満切捨)
申請方法 申請書にご記入いただき、募集要項記載の必要書類を添えて、宇治商工会議所まで「窓口」又は「郵送」でご提出下さい。
補助対象者 宇治市内に登記・住所・店舗のある小規模事業者、中小企業、団体等(一部非対象業種有)

補助対象事業の一例(詳しくは、募集要項をご確認下さい)

- * 冬場の新型コロナウイルス感染防止対策強化にかかる取り組み
 - ・テレワークやWEB会議の実施にかかるソフトウェアの導入経費
 - ・感染防止対策のための換気設備・空気清浄機・エアコン・加湿器やヒーター等、冬場の換気に伴う環境の整備にかかる経費
- * 売上向上や販路開拓に向けた取り組みにかかる経費
 - ・ホームページ作成やWEB広告、販路開拓に伴う業務用冷凍設備等
 - ・売上向上を図るための新たな工夫を凝らしたチラシ作成やポスティング外注費、店舗改装費用等
- * 業務改善や固定経費削減につながる省エネ機器等の導入経費

※募集要項や申請書類は、宇治商工会議所のWebページ(https://www.ujicci.or.jp/00hojokin/uji_kansenshoushi_hojokin.htm)、または下記QRコードから閲覧・ダウンロードいただけます。



※窓口や電話の混雑が予想されますので、取り組み内容や補助対象経費などのお問合せは、「募集要項」をご確認いただいた上で、メールでの相談(hojo2@ujicci.or.jp)もご利用下さい。申請書類一式は宇治市産業会館1階でも配布しています。

—— 坊 美知

京都府緊急事態措置協力金の申請準備お早めに 2月8日受付開始予定

京都府では、令和3年1月13日に緊急事態宣言が発令されたことに伴い、京都府内にある飲食店等に対し、令和3年1月14日(木)から2月7日(日)まで営業時間及び酒類の提供時間の短縮を要請しました。時短要請に協力した企業・団体及び個人事業主には「京都府緊急事態措置協力金」が支給されます。2月8日から申請受付が開始予定ですので、お早めにご準備ください。

- 対象施設** 時短要請前から20時以降営業している飲食店、遊興施設等(飲食店営業許可施設)
- 要請内容** ①5時から20時までの間の営業
②酒類の提供は11時から19時まで
- 支給要件** 1月14日から連続して応じていること。ただし、同日実施が困難な場合、時短営業開始日からの協力でも支給されます。
- 支給額** 時短営業日数×6万円 ※定休日は対象外
- 申請期間** 令和3年2月8日(月)～3月1日(月)(当日消印有効)
- 申請方法** ①郵送…レターパックライト又はレターパックプラスで申請書類を郵送
②オンライン…2月8日(月)に京都府HPに申請用ページ開設予定
- 郵送先** 〒603-8799 京都北郵便局留
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事務局
※持参による受付、対面での説明は行いません
- 問い合わせ** 協力金コールセンター(TEL075-365-7780 月～土9:30～17:30)

申請書ダウンロードや提出物など詳細は、京都府のWebページ(<https://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/coronavirus-kyoryokukin3.html>)をご確認ください。

※緊急事態宣言の延長等の状況次第で、申請書の内容や申請受付日に変更になることもあります。京都府のHPをご確認ください。

—— 西江将就



所報 **www.ujicci.or.jp**
Chamber of Commerce & Industry

Webページには

- ☆ 京都ビジネス交流フェア 2021…京都府・京都産業21
- ☆ 京商ビジネススクール新入社員研修…京都商工会議所
- ☆ 京都商店街創生フォーラム 2021…京都府・商店街創生センター
- ☆ 女性活躍推進説明会・相談会…女性活躍推進センター

2021 **2** Monthly Contents

宇治商工会議所

〒611-0021 京都府宇治市宇治詰45-13
TEL0774-23-3101 FAX0774-24-6930

令和3年度 行政施策を宇治市長へ要望 宇治市行政施策要望

宇治商工会議所は、1月25日、令和3年度宇治市行政施策についての要望書を山仲修矢会頭から松村淳子宇治市長へ提出しました。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響に中小企業が打ち克つための支援強化や、産業支援拠点「宇治NEXT」を活用した地域経済の活力づくりの推進、新名神高速道路へのアクセス道路整備のための関係機関への働きかけなど計69項目を要望しました。今回の重点要望項目は以下のとおりです。

重点要望項目

1. 新型コロナウイルス感染症の影響に中小企業が打ち克つための支援強化

◇業績の回復が長引く市内事業所が「新しい生活様式」に即した事業継続に取り組むための補助金・助成金の拡充や各種施策の推進◇G o T o 事業終了後における各業種・団体への支援策の検討◇デジタル技術を業務効率向上に活用する「デジタルトランスフォーメーション」について、国・府と連携した支援制度の創設◇都市部からの移住、企業誘致推進に向けたテレワーク・リモートワーク・ワーケーション環境の整備◇東京オリンピック、大阪・関西万博などの国際的ビックイベントの経済効果を地域に波及するための施策の検討◇新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者への経済対策および市民生活を守る事業を推進するための国・京都府への働きかけ

2. 産業支援拠点「宇治NEXT」を活用した地域経済の活力づくりの推進

◇「宇治市産業戦略」の有効活用と、宇治市の強みを生かした産業振興及び、新産業創出のための各種具体的施策の検討と推進◇市内企業のテレワークや創業希望者の情報交換の場として活用されている“うじらぼ”への継続支援◇経営革新や事業拡大に取り組む「ものづくり系企業」の育成支援◇用途地域の指定見直しなど「ものづくり系企業」を取り巻く規制の緩和◇既存の工場等が市内で継続的に操業するため魅力的な施策の検討◇地域産業に活力をもたらす「ものづくり系企業」誘致のための用地開発と提供◇「宇治市産業戦略」に基づく事業を強力に推進するための担当部局の組織体制の維持

3. 宇治茶の海外展開に多大な影響をもたらす外国企業による商標出願登録申請等を防止するための各種対策への強力な支援

4. 2023年に供用が開始される新名神高速道路と宇治市内をストレス無く行き来するために重要となるアクセス道路整備のための関係機関への働きかけ

5. 宇治市都市計画マスタープランの将来都市構造に相応しい拠点整備の推進

6. 第二期「宇治市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の強力な推進



松村市長に要望書を
手渡す山仲会頭

このほか商工業振興など“産業振興対策”や、大型小売店の跡地利用など“地域整備開発の推進”、道路・鉄道・バスなど“交通体系の整備”についても要望しています。令和3年度要望書の詳細は、宇治商工会議所のWebページ(<http://www.ujicci.or.jp/07annai/images/keikaku-houkou/youbou03.pdf>)をご覧ください。

——— 西本 浩

“宇治のお店おうえんクーポン”利用期間を延長 2月28日まで

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市内事業者の売上回復を支援するため、宇治市と宇治商工会議所が共催で発行しているプレミアム付デジタルクーポン「宇治のお店おうえんクーポン」について、現在の利用状況等から利用期間を2月28日(日)まで延長いたします。利用期間終了後のクーポンの返金はいきませんので、お持ちの方は、2月28日までにご利用ください。

利用期間 変更前：令和2年10月1日(木)～令和3年2月14日(日)
変更後：令和2年10月1日(木)～**令和3年2月28日(日)**

取扱店舗 433店舗(1月31日現在)

発行総額 1億3千万円

延長期間に取扱店舗で利用されたクーポンの換金時期は、2月15日までの取扱分が3月5日、2月16日～28日取扱分が3月19日となります。問い合わせは、宇治のお店おうえんクーポンコールセンター(TEL075-223-2511)まで。

——— 佐々木伸治



心理学を生かしたリーダーシップ力向上

リレーコラム

学生向けの授業や企業向けの研修で取り組んでいるテーマの一つがリーダーシップ力の向上です。リーダーシップについては、いろいろな考え方がありますが、私としては、その中身は三つの「発」、つまり、**発見、発案、発信**にまとめられると考えています。三密ならぬ「三発」です。なかでも日本人にとって不得意なのが最後の「発」、**発信**のようです。どうやったら発信力を高められるのか、これがリーダーシップ涵養(かんよう)にとっての難所のように思います。

実は、「三発」は、子どもの頃から自然に育っていくものです。仲間と川に魚とり行ったとしましょう。誰かが、魚を見つけます(発見)。あっちから追ってもらい、こっちで捕まえるのはどうだろうと考えます(発案)。「おーい。誰かそっちから追ってきてくれ。」と声をかける(発信)。こうやって、子どもたちの**発見と発案は、発信を通して相互に混じり合い、目的に向かった行動へと収斂(しゅうれん)していくのです。これがチームワークです。**

ところが、思春期が近づいていくと、なぜか日本では発信が控えられるようになります。教室でも、手を上げない。目立ってはいけません。相手の顔色を見る。「場違いな行動をとるな」、「空気を読め」、「みんなに合わせろ」というメッセージが、明に暗に押し寄せてきて、大学生になる頃には、すっかり自分の意見は言わない人間にできあがってしまうのです。

社会人になると少し変わる面もありますが、いろいろな組織にうかがう限り、現状は厳しいものがあるようです。その問題が最も表れやすいのが、会議です。**多くの組織で、会議は伝達のための会議で、意見を出し合う会議にはなっていないようです。それを変えるにはどうしたらいいか、問題意識はあっても、なかなか変えられないのが現状のようです。**

一つのポイントとして、今取り組んでいるのは、**問題解決型の会議をやめ、問題発見型の会議を知ってもらうこと**です。問題解決型では、どうしても既存の解決策の選択に終始し、新しい発見や発案が生まれません。短時間での効率性が求められるという現実があるので、余計なことは言っただけという圧力もかかります。その縛りを打ち破るためには、**大胆な意識改革が必要ではないか**と考えています。

京都文教大学臨床心理学部の教授陣によるリレーコラムを寄稿いただいています。



京都文教大学 臨床心理学部 教授
産業メンタルヘルス研究所 委員
川畑 直人 氏

1959年 神奈川県生まれ。京都大学教育学部、大学院を経て、京都大学助手、天理大学助教授を歴任し、現職。1997年から2001年までニューヨークのウィリアム・アラソン・ホワイト研究所で精神分析を学ぶ。帰国後、心理オフィスの経営に携わると共に、企業、病院、福祉施設などに対し、心理学を生かした組織コンサルテーションを行っている。

「ビジネス総合保険」にコロナ対策の補償を追加！！

加入者募集中

全国商工会議所の「ビジネス総合保険制度」は、PLやリコール、情報漏えい、業務遂行等による賠償責任に加え、災害による建物・設備等の破損や事業休業に関わる補償も備えており、これらの補償を一本化して加入できる保険制度です。

また、新型コロナウイルス感染症の原因となる病原体に汚染された場合、保健所の指示により、消毒等の措置が行われた際に伴う、休業や費用負担による損失に対しての補償が追加されました。

全国規模のスケールメリットを活かし、割安な保険料で加入することができますので、企業防衛のために加入をご検討ください。

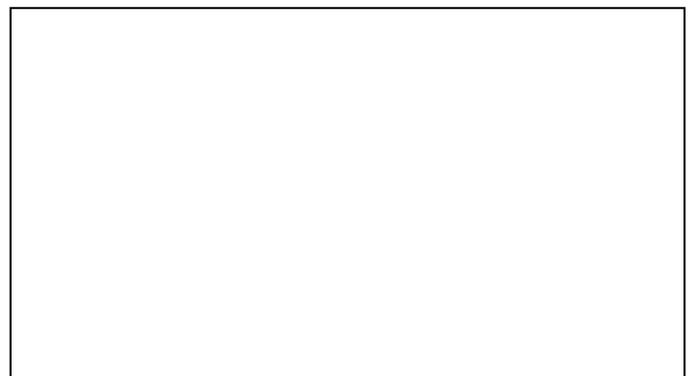
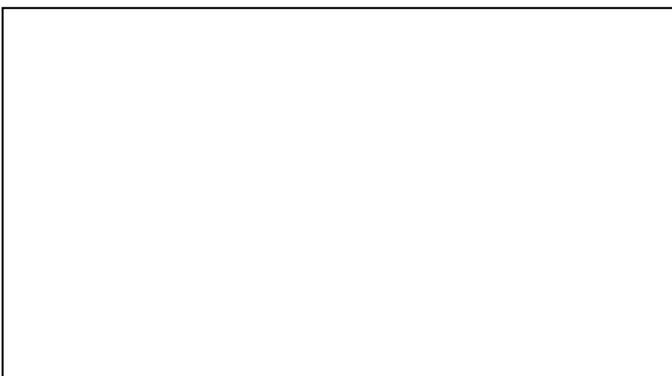
※引受保険会社により補償内容が異なり、一部補償対象から外れたり、取扱がない場合がありますのでご確認ください。

問合わせは、宇治商工会議所 業務課、または引受損害保険会社まで。

引受損害保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険(株)、損害保険ジャパン(株)、東京海上日動火災保険(株)、三井住友海上火災保険(株)

——— 湯浅公恵



所得税・消費税の確定申告相談は事前予約制です！

税 務

宇治商工会議所では、個人事業主を対象とした税務無料相談会を実施します。本年度は、新型コロナウイルス感染防止対策で1日3部制の**事前予約制**とします。お電話でお問い合わせの上、日時のご予約をお願い致します。

開催期間 2月15日(月)～3月12日(金) (土・日・祝日除く)各時間2名
第1部10:00～ 第2部13:00～ 第3部15:00～

※事前予約制で、近畿税理士会宇治支部所属の税理士相談も開催しています。問い合わせは、宇治商工会議所(TEL0774-23-3101)まで。

食品取扱事業者はご注意ください！

経 営

食品衛生法が平成30年6月に改正され、本年6月1日から本格的に施行されます。今回の制度改正は、食中毒の対策強化やHACCPに沿った衛生管理の制度化を行い、食品を取り扱う全事業者を対象とする営業許可業種の再編や新たな許可業種の設定が行われますのでご注意ください。

◇食品営業許可制度の見直し

営業許可業種34業種から、新設・統合や一部届出制への変更で、32業種に再編されます。令和3年6月1日時点で現行許可業種の事業者は、経過措置として、現在の営業許可証の有効期限まで有効です。また新設された許可業種(水産製品製造業・みそ又はしょうゆ製造業・液卵製造業・漬物製造業等)の事業者は、令和6年5月31日までに許可取得が必要となります。

◇食品営業届出制度の創設

全ての食品事業者に、「HACCPに沿った衛生管理」が義務付けられることに伴い、現在、許可や届出を受けずに食品の製造や加工を行っている事業者(弁当・野菜果物販売業等)も届出が必要となります。既に業務開始届出書を提出していても、改めて6月1日以降11月30日までに届出が必要です。

詳細は、京都府のWebページ(<https://www.pref.kyoto.jp/y-ho-kita/eisei-sinkyoka.html>)や、下記QRコードからもご覧いただけます。



問い合わせ・届出は、京都府山城北保健所衛生課(TEL0774-21-2912)まで。

産業支援拠点「宇治NEXT」の事業活動

1月開催

うじらぼ LIVE

1月13日開催：産業支援拠点「宇治NEXT」では、昨年11月産業会館1階に開設された産業交流スペース「うじらぼ」を活用し、人と人がつながるイベントを開催します。第1回として、絵画教室を運営する㈱TAJIRO工房三好亜海さんと、抹茶のお香等を製造するINCENSE KITCHEN後藤恭子さんをゲストにお招きし、事業内容や経営理念、今後の展望等を語り合っていただきオンライン配信する「うじらぼLIVE」を開催しました。今後も毎月第2水曜日の正午から45分間の配信を予定していますので、「宇治NEXT」のFacebook (<https://www.facebook.com/ujinext>) をご覧ください。



商店街活動案内

2月開催

宇治橋通商店街振興組合・平等院表参道商店会・宇治源氏タウン銘店会

2月13日～開催予定：3商店街合同でGoTo商店街事業を活用して“響け！ユーフォニアム”宇治ウィンターフェスタGoTo商店街「買う・食べる・泊まる」周遊スタンプラリーを実施。103店舗が参加され、700円以上のお買物でノベルティグッズをプレゼントされるほか、オリジナル周遊スタンプブックに5つスタンプを集めると抽選で限定グッズが当たるなど盛りだくさんの内容で誘客を図られます。

緊急事態宣言等の情勢により開始日が変更される場合があります。

